

那智勝浦町
新型インフルエンザ等
対策行動計画

令和8年3月

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
第1章 対策の目的	2
第2章 基本的な考え方	3
第3章 対策実施上の留意事項	5
第4章 対策推進のための役割分担	7
第5章 対策の基本項目	10
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	11
第1章 実施体制	11
第1節 準備期	11
第2節 初動期	11
第3節 対応期	12
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	14
第1節 準備期	14
第2節 初動期	15
第3節 対応期	15
第3章 まん延防止	17
第1節 準備期	17
第2節 初動期	17
第3節 対応期	17
第4章 ワクチン	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	22
第3節 対応期	25
第5章 保健	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	28
第6章 物資	29
第1節 準備期	29
第2節 対応期	29
第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	30
第3節 対応期	31
(用語集)	33

はじめに

感染症危機への対応については、2009年に世界的に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を踏まえ、2012年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、2013年には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定されました。

政府行動計画の策定に伴い、和歌山県（以下「県」という。）においては、2014年3月に和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定し、県行動計画の改定に伴い、那智勝浦町（以下「町」という。）においても、2014年5月に那智勝浦町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を改定し、有事への備えを行ってきましたが、そのような中、2019年12月末以降、新型コロナは全世界にパンデミックを引き起こしました。

国内においては、2020年1月に国内1例目の患者が確認されて以降、2023年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく5類感染症へ位置づけられるまで3年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらしました。

この新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）は、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画策定後、初めてとなる感染症危機への対応となりましたが、これらの計画は、主に新型インフルエンザを前提に作成しており、病原体の変異や対策の長期化を十分に想定しておらず、新型コロナ対応は計画の想定外の事態となり、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討し、実行していくこととなり、今般、この新型コロナ対応の教訓を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画及び県行動計画が抜本的に改定されました。

町においても、国、県の行動計画に基づき、幅広い呼吸器感染症等を念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定し、7項目の対策項目ごとに3期（準備期、初動期、対応期）それぞれの取組を記載した、町行動計画に改定することとしました。

町行動計画は、政府行動計画及び国において作成されたガイドラインや県行動計画との整合性を図っています。

次なる感染症危機は将来必ず到来します。その際、感染症危機が、町行動計画の想定内のものとなるかは不確実であり、計画の想定外の事態が生じた場合においても、柔軟かつ機動的に対応していくことが求められます。そのためには、平時から、感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

町においては、幅広い感染症危機に対応できる社会をめざし、関係機関と連携し、町行動計画に基づき各取組を着実に進めるとともに、平時から様々な有事のシナリオを想定した実践的な訓練等を通じて町行動計画の実行性を検証し、必要に応じて町行動計画の見直しを行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できるよう取り組んでまいります。

第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 対策の目的

新型インフルエンザ等¹の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国内への侵入も避けられず、発生すれば町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということも念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある²。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と町民経済のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹ 特措法第2条第1号

² 特措法第1条

第2章 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

そのため、町行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す計画としている。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを次に記載する3期（準備期、初動期、対応期）に区分する。なお、具体的な取組等については第2部に記載する。

- ① 準備期：発生前の段階
- ② 初動期：国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
- ③ 対応期：発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期、感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、流行状況が収束³し特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の各段階

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性⁴、感染性⁵、薬剤感受性⁶等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があ

³ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

⁴ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本政府行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁵ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本政府行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁶ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

り、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

第3章 対策実施上の留意事項

国、県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（2）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする⁷。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（3）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（4）関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部⁸及び町対策本部⁹は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は特に必要があると認めるときは、国や県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

⁷ 特措法第5条

⁸ 特措法第22条

⁹ 特措法第34条

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁰。また、国は、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹¹。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹²（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹³（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁴。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力につ

¹⁰ 特措法第3条第1項

¹¹ 特措法第3条第2項

¹² 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

¹³ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

¹⁴ 特措法第3条第4項

いて、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関¹⁵等で構成される県連携協議会¹⁶等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。そのため、平時から新型インフルエンザ等のまん延防止等に関する協議を県等と行い連携を図る¹⁷とともに、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

¹⁵ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

¹⁶ 感染症法第10条の2

¹⁷ 平時においては、以下のような方策を講ずることが必要である。

・市町村行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第8条第3項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。

また、市町村行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第8条第7項）ための場を設けるに当たって、関係機関の代表者の参加等、特措法上の連携方策以外にも講じうる方策もある。

・他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

¹⁸ 特措法第3条第5項

対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁹。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²¹。

¹⁹ 特措法第4条第3項

²⁰ 特措法第4条第1項及び第2項

²¹ 特措法第4条第1項

第5章 対策の基本項目

(1) 主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものであり、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務課、福祉課、関係部署）

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²²。（総務課、福祉課、関係部署）
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（総務課、福祉課）
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。（総務課、福祉課、関係部署）

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（総務課、福祉課、関係部署）
- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（総務課、福祉課、関係部署）

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合²³や県が県対策本部を設置した場合²⁴において、町は、必要に応じて、那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（総務課、福祉課）
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務課、福祉課、関係部署）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁵を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁶ことを検討し、所要の準備を行う。（総務課、福祉課、関係部署）

²² 特措法第8条第7項及び第8項

²³ 特措法第15条

²⁴ 特措法第22条第1項

²⁵ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

²⁶ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、国に対して職員の派遣を要請する²⁷。（総務課、福祉課、関係部署）
- ② 町は、新型インフルエンザ等のまん延により当該町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該町の属する県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する²⁸。（総務課、福祉課、関係部署）
- ③ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該町の属する県に対して応援を求める²⁹。（総務課、福祉課、関係部署）

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援³⁰を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保³¹し、必要な対策を実施する。（総務課、福祉課、関係部署）

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する³²。町は、当該町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³³。（総務課、福祉課）

那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

- 緊急事態宣言がなされた場合、那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を本部長とする那智勝浦町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

<組織>

- 本部長：対策本部の事務を総括する 町長
- 副本部長：本部長を助け、対策本部の事務を整理する 副町長
- 本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する 各課長
- 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる
職員は町職員のうちから、町長が任命する
- 事務局：総務課・福祉課 全庁を挙げて取り組む

²⁷ 特措法第26条の6

²⁸ 特措法第26条の2第1項

²⁹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

³⁰ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³¹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

³² 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

³³ 特措法第36条第1項

実施体制

<所管事項>

- 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- 県内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- 県内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- 県内発生時における社会機能維持に関すること。
- 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

<設置>

- 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。
- 幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する³⁴。（総務課、福祉課）

³⁴ 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

国及び県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、県との連携を図りつつ、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う³⁵。（福祉課、関係部署）

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する³⁶。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう県との連携を図りつつ取り組む。（福祉課、関係部署）

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、情報の混乱、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック³⁷の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。（福祉課、関係部署）

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう取り組む。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう、県との連携を図りつつ取り組む。（福祉課、関係部署）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども³⁸、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。（福祉課、関係部署）
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。（福祉課、関係部署）

³⁵ 特措法第13条第1項

³⁶ 特措法第13条第2項

³⁷ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

³⁸ 町行動計画では、法律や資料の引用元で使用されている場合等、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合を除き、原則として「こども」という表記を使用する。

1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法を整理し、必要な体制を整備する。（福祉課、関係部署）
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの相談に応じるため、国からの要請を踏まえて、コールセンター等を設置する準備を進める。（福祉課、関係部署）

第2節 初動期

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。
また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（関係部署）
- ② 町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるようホームページや広報誌等へ掲載する。（関係部署）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（関係部署）
- ② 国や県が作成するホームページ掲載用や市町村向けのQ&A等の提供を踏まえつつ、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。（関係部署）

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、町は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。（関係部署）

また、町は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（関係部署）

第3節 対応期

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（関係部署）

- ② 町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるようホームページや広報誌等へ掲載する。（関係部署）

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（関係部署）
- ② 国や県が作成するホームページ掲載用や市町村向けのQ&A等の提供を踏まえつつ、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（関係部署）

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、町は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。（関係部署）

また、町は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（福祉課）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。（福祉課、関係部署）
- ② 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（福祉課、教育委員会、関係部署）

第2節 初動期

2-1. 県及び町内でのまん延防止対策の準備

- ① 県等は、国と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。
また、県等は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、これを有効に活用する。（福祉課）
- ② 町は、国からの要請を受けて、県及び町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務課、福祉課、関係部署）

第3節 対応期

3-1. 患者や濃厚接触者への対応

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）³⁹や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁴⁰等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（福祉課）

3-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等への理解促進

3-2-1. 外出等に係る要請等への理解促進

県が地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行った場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（全課）
また、県がまん延防止等重点措置として、重点区域⁴¹において営業時間が変更され

³⁹ 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

⁴⁰ 感染症法第44条の3第1項

⁴¹ 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

ている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請⁴²や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態⁴³において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請⁴⁴を行った場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（全課）

3-2-2. 基本的な感染対策に係る理解促進

町は、町民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組への理解促進を図る。（全課）

3-3. 事業者や学校等に対する要請等への理解促進

3-3-1. 営業時間の変更や休業要請等への理解促進

県が必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更⁴⁵の要請を行った場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（全課）

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁴⁶を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁴⁷を行った場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（全課）

3-3-2. まん延の防止のための措置の要請等への理解促進

県が必要に応じて、上記3-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請⁴⁸した場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（全課）

3-3-3. その他の事業者に対する要請等への理解促進

- ① 県が事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請した場合、町は当該要請等への理解促進を図る。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請した場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（全課）
- ② 県が国の要請を踏まえて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請した場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（全課）

⁴² 特措法第31条の8第2項

⁴³ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

⁴⁴ 特措法第45条第1項

⁴⁵ 特措法第31条の8第1項

⁴⁶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

⁴⁷ 特措法第45条第2項

⁴⁸ 特措法第31条の8第1項及び第45条第2項

3-3-4. 学級閉鎖・休校等の要請等への対応等及び周知

県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁴⁹（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合、町は当該要請等への対応等を行うとともに、当該対応等について周知を図る。（総務課、観光企画課、住民課、福祉課、こども未来課、教育委員会、関係部署）

3-4. 公共交通機関に対する要請等への理解促進

県が公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請した場合、町は当該要請等への理解促進を図る。（観光企画課、福祉課）

⁴⁹ 学校保健安全法第20条

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（福祉課）

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（福祉課）

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。（福祉課）

1-3-2. 特定接種

町は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。（総務課、福祉課）

ワクチン

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者のうち希望する町民が速やかにワクチンを接種するため、以下の事項について検討し体制の構築を図る⁵⁰。

また、必要に応じ、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。（福祉課）

- i 接種対象者数の算定（下表2参考）
- ii 医師、看護師、受付担当者等の人員体制の確保
- iii 接種場所の確保及び運営方法の策定
- iv 接種に必要な資材等の確保
- v 国、県及び市町村間等との連絡体制の構築
- vi 県及び市町村間や、医師会等の関係団体との連携による接種体制の確保
- vii 町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局及び衛生部局等の連携による接種体制の確保
- viii 接種に関する住民への周知方法の策定

表2 接種対象者数の算定方法（試算）の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

（イ） 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（福祉課）

（ウ） 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周

⁵⁰ 予防接種法第6条第3項

知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（福祉課、教育委員会）

1-4. 情報提供・共有

町は、国が実施する予防接種の意義・制度の仕組みや健康被害の救済⁵¹等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報について、町民への周知を図る。なお、周知にあたっては福祉課高齢者支援係、生活・障がい支援係、教育委員会等との連携を図るとともに、分かりやすく双方向的な取組を行うよう努める。（関係部署）

1-5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（総務課、福祉課）
- ② 町は、当該システムが整備された場合は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。また、電子的に通知を受けることができない者への通知方法についても検討する。（福祉課）
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、分かりやすく周知する。（福祉課）

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（福祉課）

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（福祉課、関係部署）

⁵¹ 予防接種法第15条第1項

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計、パルスオキシメーター等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド 剤等の薬液 ・ 酸素ボンベ ・ 簡易ベッド	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 卓上ライト <input type="checkbox"/> 時計
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> A4クリアファイル <input type="checkbox"/> ビニールテープ（誘導用） <input type="checkbox"/> 養生テープ（シート固定用）
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 名札（スタッフ用） <input type="checkbox"/> ビブス（スタッフ用） <input type="checkbox"/> 番号札（受付用） <input type="checkbox"/> パソコン、プリンター <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> フェイスシールドや防護服等感染対策物品 <input type="checkbox"/> コーン、バー（誘導用等） <input type="checkbox"/> 冷暖房機器等（必要時）

2-1-3. 特定接種

国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員について集団接種を円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。（総務課、福祉課）

2-1-4. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（福祉課）

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署（福祉課健康推進係）の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（総務課、福祉課、関係部署）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るために、所管部署をはじめ福祉課高齢者支援係や生活・障がい支援係、県の保護施設担当部局及び福祉事務所との連携を図る。また、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（総務課、福祉課、関係部署）
- ④ 町は、地域医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、地域医師会、保健所及び近隣市町村、管内医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用した接種について協議を行う。（福祉課）
- ⑤ 町は、町又は県の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を構築する。（福祉課）
- ⑥ 町は、集団接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う⁵²。届出にあたり必要な医療従事者数を算定する。あわせて、会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等の手配を行う。（総務課、福祉課、関係部署）

（参考） 1チームあたりの必要な医療従事者数等の算定について

予診票確認を担当する保健師等	2名
予診を担当する医師	1名
接種を担当する医師又は看護師	1名
薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師	1名
接種後の状態観察を担当する看護師等	1名
※その他、検温、受付、誘導・案内、接種済証の発行などを担当する事務職員等	

- ⑦ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際の応急治療・救急処置に係る物品及び薬剤をあらかじめ地域医師会等と協議の上、取引のある医療資材会社と情報交換等を行い準備し、常時対応が可能となるよう適切な管理を行う。実際に重篤な副反応が発生した場合、速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について

⁵² 医療法第7条第1項

ワクチン

役割を確認するとともに、地域の医療関係者や町消防本部の協力を得ながら搬送先となる接種会場近くの二次医療機関等を選定し、適切な連携体制を確保する。具体的な必要物品については上記表3を参考にし、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。（福祉課、消防本部）

- ⑧ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。（住民課、福祉課、関係部署）
- ⑨ 接種会場では、要配慮者への対応が可能なように準備を行うとともに、換気やソーシャルディスタンス、接種経路等に配慮し感染対策に努める。（福祉課、関係部署）

第3節 対応期

3-1. ワクチン等の供給及び保管

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握に努め、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、町に割り当てられた量の範囲内で接種実施医療機関等にワクチンの割り当てを行う。（福祉課）
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、特定の製品に偏らない活用等も含め、県を中心に地域間の融通等を行う。（福祉課）
- ③ 町は、割り当てられたワクチンについて保管用冷凍庫・冷蔵庫において適切な温度管理や施錠管理のもと保管を行う。また、町は、接種実施医療機関等へのワクチンの配分にあたっては、保冷バッグ・保冷剤等を用い、速やかに配布する。（福祉課）
- ④ 町は、ワクチンの割り当て及び接種実施医療機関等への配分等を適切に記録する。（福祉課）

3-2. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（福祉課）
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、町は、国や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。（福祉課）

3-3-1. 特定接種

3-3-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（福祉課）

3-3-2. 住民接種

3-3-2-1. 予防接種の準備

町は、国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種体制の準備を行う。（福祉課）

3-3-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を踏まえて、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（福祉課）
- ② 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人

員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（福祉課）

- ③ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（福祉課）
- ④ 在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設、社会福祉施設等に入所する者等であって、接種会場での接種が困難な場合、訪問や施設等での接種等、福祉課高齢者支援係や生活・障がい支援係、地域医師会等の関係団体と連携し、接種機会を確保する。（関係部署）

3-3-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、国からの要請を踏まえて、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、町民に対して、接種に関する情報提供・共有を行う。（福祉課）
- ② 町は、予防接種事務に係るデジタル化に対応した健康管理システム等が整備された場合、接種勧奨や集団接種通知等は、マイナポータルアプリ等を活用し、活用が困難な方に対しては、広報誌への掲載や郵送等により情報提供・周知・接種券の発行等を行う。（福祉課）

3-3-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制の拡充に努める。（福祉課）

3-3-2-5. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（福祉課）

3-4. 情報提供・共有

3-4-1. 予防接種に係る情報提供・共有等

- ① 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行うとともに、町民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

あわせて、町は、健康被害救済制度について申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（福祉課）

- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等や地域における接種可能な医療機関、各種相談窓口な

ワクチン

ど)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。(福祉課)

- ③ 町は、パンデミック時においても、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないように、定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(福祉課)

3-4-2. 特定接種に係る情報提供

町は、特定接種に係る情報、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(福祉課)

3-4-3. 住民接種に係る対応

町は、相談窓口等を広く周知し、町民からの相談や接種に係る情報提供等を行う際は、分かりやすく伝えるよう努める。(福祉課、関係部署)

3-5. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や町民への適切な情報提供・共有を行う。(福祉課)

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 保健所の感染症有事体制に係る人員確保への協力

感染症有事の際、県から町へ応援派遣要請があった場合に備え、町は「市町村職員の保健所相談等業務の実施に関する応援協定書」に基づき、人員の確保に努める。（総務課、福祉課）

第2節 初動期

1-1. 保健所の感染症有事体制に係る人員確保への協力

感染症有事の際、県から町へ応援派遣要請があった場合に備え、町は「市町村職員の保健所相談等業務の実施に関する応援協定書」に基づき、人員を確保する。（総務課、福祉課）

第3節 対応期

1-1. 保健所の感染症有事体制に係る人員確保への協力

県から町へ応援派遣要請があった場合、町は「市町村職員の保健所相談等業務の実施に関する応援協定書」に基づき、協力・対応を行う。（福祉課）

1-2. 健康観察及び生活支援への協力・対応

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。（福祉課）
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する⁵³。（福祉課）

⁵³ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁵⁴

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁵⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁶。（総務課、福祉課）

- ② 町消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防本部）

第2節 対応期

2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定（地方）公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。（福祉課）

⁵⁴ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁵⁵ 特措法第10条

⁵⁶ 特措法第11条

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（総務課、福祉課、関係部署）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（全課）

1-3. 物資及び資材の備蓄⁵⁷

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁵⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁹。（総務課、福祉課）

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（全課）

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。（福祉課、関係部署）

1-5. 火葬体制の構築

町及び紀南環境衛生施設事務組合（以下「清浄苑」という。）は、国及び県と連携して火葬体制を整備するとともに、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局（住民課）等の関係機関との調整を行うものとする。（関係部署）

第2節 初動期

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資又は町民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。（観光企画課、農林水産課、関係部署）

2-2. 遺体の火葬・安置

町及び清浄苑は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（住民課、関係部署）

⁵⁷ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁵⁸ 特措法第10条

⁵⁹ 特措法第11条

第3節 対応期

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼び掛けを継続する。（観光企画課、農林水産課、関係部署）

3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（福祉課、こども未来課、教育委員会、関係部署）

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国や県からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（福祉課、関係部署）

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁶⁰やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会、関係部署）

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（観光企画課、農林水産課、関係部署）

② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（観光企画課、農林水産課、関係部署）

③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（観光企画課、農林水産課、関係部署）

④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁶¹。（全課）

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

① 町及び清浄苑は、可能な限り火葬炉を稼働させる。（住民課、関係部署）

② 町及び清浄苑は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺

⁶⁰ 特措法第45条第2項

⁶¹ 特措法第59条

体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
(住民課、関係部署)

- ③ 町及び清浄苑は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村及び一部事務組合に対して広域火葬の応援・協力を行う。(住民課、関係部署)
- ④ 町及び清浄苑は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(住民課、関係部署)
- ⑤ 町及び清浄苑は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
(総務課、住民課、関係部署)
- ⑥ 町は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(住民課、関係部署)
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる⁶²ので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(住民課、関係部署)

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁶³。(関係部署)

3-2-2. 町民生活及び町民経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる⁶⁴。(水道課、関係部署)

⁶² 特措法施行令第15条

⁶³ 特措法第63条の2第1項

⁶⁴ 特措法第52条第2項

用語集

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本町行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
居宅等での待機要請	検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求めること。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等（保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地方公共団体	都道府県、市町村及び特別区。

用語集

登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
県等	和歌山県及び和歌山県内にある保健所設置市。
県連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する、主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5 類感染症	感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナウイルスは、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。